和水町公立保育所の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条　公立保育所の運営及び今後の在り方に関する事項を検討するため、和水町公立保育所の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1)　公立保育所の在り方に関する事項

(2)　その他町長が必要と認める事項

（組織）

第3条　委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命した12人以内をもって組織する。

(1)　町議会議員

(2)　学識経験を有する者

(3)　和水町内の認定こども園及び保育所の代表者

(4)　町立保育所を利用している子どもの保護者の代表者

(5)　その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から町長に対して答申する日までの期間とする。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条　委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4　会議は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条　委員会の庶務は、保健子ども課において処理する。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、告示の日から施行する。

（招集の特例）

2　この要綱の施行の日以後、最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。